

第2号議案

豊後大野市手数料条例の一部改正について

豊後大野市手数料条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和6年2月27日 提出

豊後大野市長 川野文敏

提案理由

戸籍法（昭和22年法律第224号）の一部改正に伴い戸籍電子証明書提供用識別符号等の発行の事務を行うこととなるため、当該事務の手数料の額を定める等の必要があるため、この案を提出するものである。

豊後大野市手数料条例の一部を改正する条例

豊後大野市手数料条例（平成 17 年豊後大野市条例第 70 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項第 1 号中「第 120 条第 1 項」の次に「、第 120 条の 2 第 1 項」を加え、「磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面」を「戸籍証明書」に改め、同項中第 41 号を第 43 号とし、第 7 号から第 40 号までを 2 号ずつ繰り下げ、同項第 6 号中「の閲覧手数料 書類」を「又は同法第 120 条の 6 第 1 項の規定に基づく届書等情報の内容を表示したものの閲覧手数料 書類又は届書等情報の内容を表示したものに改め、同号を同項第 8 号とし、同項第 5 号中「又は同法」を「、同法」に改め、「事項の証明書」の次に「又は同法第 120 条の 6 第 1 項の規定に基づく届書等情報の内容の証明書」を加え、同号を同項第 7 号とし、同項中第 4 号を第 5 号とし、同号の次に次の 1 号を加える。

- (6) 戸籍法第 120 条の 3 第 2 項の規定に基づく除籍電子証明書提供用識別符号の発行(情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第 7 条第 1 項の規定により同法第 6 条第 1 項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により除籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合(当該発行に係る除籍電子証明書の請求が同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限り。)における当該発行及び除籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る除籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該除籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。) 除籍電子証明書提供用識別符号 1 件につき 700 円

第 2 条第 1 項第 3 号中「第 120 条第 1 項」の次に「、第 120 条の 2 第 1 項」を加え、「磁気ディスクをもって調製された除かれた戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面」を「除籍証明書」に改め、同号を同項第 4 号とし、同項第 2 号の次に次の 1 号を加える。

- (3) 戸籍法第 120 条の 3 第 2 項の規定に基づく戸籍電子証明書提供用識別符号の発行(情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成 14 年法律第 151 号)第 7 条第 1 項の規定により同法第 6 条第 1 項に規定する電子情報処理組織を使用する方法(総務省令で定めるものに限る。以下この号及び第 6 号において同じ。)により戸籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合(当該発行に係る戸籍電子証明書の請求が同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限り。)における当該発行及び戸籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る戸籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該戸籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。) 戸籍電子証明書提供用識別符号 1 件につき 400 円

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 6 年 3 月 1 日から施行する。

(豊後大野市税条例の一部改正)

2 豊後大野市税条例(平成17年豊後大野市条例第62号)の一部を次のように改正する。

第73条の2中「第2条第1項第34号」を「第2条第1項第36号」に改める。

第73条の3中「第2条第1項第41号」を「第2条第1項第43号」に改める。

(豊後大野市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

3 豊後大野市税条例等の一部を改正する条例(令和4年豊後大野市条例第11号)の一部を次のように改正する。

第1条のうち豊後大野市税条例第18条の4第1項の改正規定中「第2条第1項第16号」を「第2条第1項第18号」に改める。